

【研究ノート】

社会調査に見る「共生」概念 —探索的考察と今後の分析枠組み—

塚 田 祐 介

0. 小特集における本稿の位置付け

本小特集「他者理解と共生を考える」は、本学部のソシオロジー領域の教員が共生という理念を多角的に検討するものである。全体は、①現実認識の変化と現状把握、②量的調査における共生概念の考察、③教育・ジェンダー研究における多様性の議論、④他者理解における「まなざし」の考察、という流れで構成されている。

本稿は、この構成において社会調査という実証的手法に焦点を当てる。具体的には、共生という抽象的理念が調査票の設問や選択肢へと操作化される過程を、社会構築主義の視点から批判的に検討する。社会調査は客観的事実を測定する中立的道具と見なされがちだが、本稿では、調査設問そのものが特定の共生理解を構築し、社会に流通させる実践であると捉える。誰を主体とし、誰を客体とするか、何を問い、何を問わないか——こうした設問設計の選択が、共生概念の意味を特定の方向に固定化することを明らかにする。

こうした考察は、小特集全体に対して二つの貢献をする。第一に、先行する論考が提示する現実認識や現状を、量的データという形で可視化する営みそのものを批判的に検討する。第二に、後続する教育・ジェンダー・まなざしをめぐる議論に対して、測定の政治性という横断的な視座を提供する。共生を語る際に用いられるデータや調査結果がいかなる前提の上に成立しているかを問うことで、より実質的な他者理解と共生の実現に向けた議論の基盤を築くことを目指す。

1. はじめに

共生という言葉は、近年の日本社会で行政計画や教育、地域づくりのスローガンとして広く用いられている。2006年の総務省「多文化共生推進プラン」以降、全国の地方自治体で多文化共生推進計画が策定され、2018年の入管法改正による新たな在留資格「特定技能」の創設は、外国人材の受入れが本格化していることを象徴している。さらに2024年には、従来の技能実習制度に代わる「育成就労制度¹」の創設が決定されるなど、外国人材の受入れと共生に向けた政策は新たな局面を迎えている。こうした政策の展開を背景に、外国人住民との共生に関する調査が政府機関、学術機関、民間団体などによって数多く実施されている。

しかし、「共生とは何か」という定義は必ずしも明確ではなく、多義的かつ曖昧なまま用いられている。こうした背景を受け、山根（2017）は、多文化共生という言葉が行政施策を通じて拡張する過程で、その意味が多様化しつつも行政の実務に強く結びついていることを指摘している。また、Shiobara（2020）は、多文化共生言説が日本人／外国人という二分法に依拠し、同化的ロジック²を含むことを論じている。さらに宮島（2009）は、日本の多文化共生施策が対等な双方向的・相互的な文化の尊重という観点から限られており、同化的性格³が強いことを指摘している。

本稿は、社会学における社会構築主義の視点から共生概念を考察する。社会構築主義によれば、社会的現実とは客観的に存在するものではなく、人びとの相互作用や言語的实践を通じて構築される（Berger & Luckmann 1966）。この観点から見れば、社会調査は単なる現実を測定する装置ではなく、共生概念を構築し再生産する社会的実践である。

特に注目すべきは、社会調査における操作化のプロセスである。操作化とは、抽象的な概念を測定可能な具体的指標に変換する作業を指すが、この過程で概念の意味は特定の方向に定義され、他の側面は切り捨てられる。Lazarsfeld（1958）が指摘したように、この変換過程は決して価値中立的ではなく、研究者や調査実施機関の価値観や世界観を反映する。

したがって、本稿では、共生概念が調査票の設問にどのように変換されているかを考察することで、社会調査における共生概念の前提を探索的に検討する。例えば「外国人に何を求めるか」という設問は、共生を「外国人の適応努力」によって到達するものとして定義し、「日本社会はどう変わるべきか」という視点を排除する可能性がある。このように、社会調査における設問は中立的な道具に見えるが、実際には共生をどう理解するかという社会的・政治的前提を反映している。

これまでの共生、とりわけ多文化共生を対象とした研究の多くは、例えば山根（2017）やShiobara（2020）に見られるように、主に政策文書や言説の分析をすることで共生の意味やその歴史的変遷を論じてきた。これらの研究は学術的にも政策的にも重要な貢献をしているが、調査票の個別の設問において、これらの理念がいかなる指標へと具体的に変換されているかという操作化のプロセスについては、十分に検討されていない。

以上を踏まえて本稿の目的は、共生がどのように捉えられ、社会調査に組み込まれているのかを明らかにするために、社会調査の設問文や選択肢について考察し、検討することである。

このような問題意識を踏まえ、本稿では社会構築主義の視点から調査設問を考察するための理論的枠組みを提示し、実際の調査票に適用する。それにより、本学部理念である共生を単に肯定的に語るのではなく、その測定過程を社会的に問い直す視座を提示する。そして、理念を無批判に受け入れるのではなく、その具体化の過程で何が起きているのかを考察検討することで、より実質的な共生社会の実現に貢献することを目指す。

2. 理論的枠組み

(1) 社会構築主義と概念操作化

社会構築主義の視点によれば、社会調査は客観的事実を発見する道具ではなく、社会的現実を積極的に構築する実践である。Berger & Luckmann（1966）が論じたように、社会的現実是人々の相互作用や言語的实践を通じて構築され

るものであり、調査もこうした構築的実践の一部として理解することができる。特に概念の操作化プロセスは、抽象的な理念を具体的な測定指標に変換する過程で、概念の意味を特定の方向に固定化する作用を持つ。したがって、この操作化は単なる技術的手続きではなく、特定の社会的・政治的含意を持った選択的プロセスである。

Lazarsfeld (1958) の概念操作化論は、この問題を理解するための重要な理論の基盤を提供する。彼は概念から指標への変換過程を4段階に整理している。まず概念を理論的に定義し、次にその概念の重要な側面を明確化し、それを測定するための具体的指標を選択し、最後にそれらを統合するという4段階である。この各段階で、研究者の価値観や理論的立場が反映される。共生概念の場合、本稿では移民統合研究における主要な理論的枠組みを参照し、想定される操作化の方向性として、以下の4つの類型を仮説的に設定する。

第一に「適応 (Adaptation)」である。これはBerry (1997) の文化変容モデルにおける「同化」に親和的な概念であり、移民がホスト社会の文化や言語を習得・受容することを重視する立場を指す。第二に「統合 (Integration)」である。これはAger & Strang (2008) らの指標が示すように、雇用、住宅、教育といった社会経済的な領域への構造的な参加やアクセスを重視する立場を指す。第三に「多様性 (Diversity)」である。これはKymlicka (1995) などが提唱する多文化主義的市民権のように、マイノリティ固有の文化的・宗教的実践の維持と、それに対する承認を重視する立場を指す。第四に「平等 (Equality)」である。これは法的・制度的な権利保障を重視する立場であり、国籍による差別の撤廃や、社会保障および参政権への対等なアクセス (Marshall 1950) を指標とする。これらのいずれを重視するかによって、全く異なる測定指標が選択される。

例えば「適応」を重視する操作化では、外国人の日本語能力や日本文化理解度が主要な指標となり、「日本社会に合わせる」ことが共生の条件として設定される。一方、「平等」を重視する操作化では、権利保障や差別撤廃、制度的平等が指標となり、「同等の権利を保障する」ことが共生の条件とされる。「多

様性」重視の操作化では、文化的表現の自由や母語使用の保障が指標となり、「違いを認め合う」ことが重視される。「統合」重視の操作化では、社会参加の機会や制度へのアクセスが指標となり、「社会の一員として包含する」ことが目標とされる。

こうした選択は表面的には技術的判断に見えるが、実際には共生社会のあるべき姿に関する根本的な価値選択を含んでいる。どのような意味を重視した共生概念を選択するかによって、調査が前提とする共生理解は全く異なったものになり、結果として社会に流通する共生概念も変容する。

(2) 調査設問の社会的構築機能

以上の理論的検討を踏まえ、調査設問が社会的現実を構築する具体的なメカニズムを、認知的側面、規範的側面、政策的側面の3つの次元から考察する。

まず、認知的側面において、設問は何か「問題」で何が「当然」かを定義し、社会の注意を特定の課題に向けさせる働きを持つ。例えば「外国人の日本語能力」を問うことで、言語を問題として認識させる一方、「日本人の外国語能力」を問わないことで、この問題を不可視化する可能性がある。このように、設問設計を通して社会の関心を特定の方向に誘導し、他の重要な課題を周縁化する。

次に、規範的側面においては、設問の選択肢が社会的に「望ましい」とされる価値や行動を示唆し、特定の規範的秩序を再生産する可能性がある。「外国人に求めること」という設問は、要求する側（日本人）の正当性を疑問視する余地を残さず、応答すべき側（外国人）の義務を前提としている可能性がある。この設問構造は、日本人が外国人に対して要求する権利を持つという非対称的な関係を当然視し、外国人が日本人に要求する権利があるという発想を排除する。

そして、政策的側面においては、調査結果は政策議題の設定に直接的な影響を与える可能性がある。調査で問われた項目は政策課題として認識されやすく、問われなかった項目は政策的関心から排除されやすい傾向がある。例えば

「日本語教育の必要性」を問えばその施策は正当化されるが、「差別禁止法の必要性」を問わなければ政策議論の俎上に載らない。したがって、設問設計は政策の可能性を事前に規定する政治的行為である。

(3) 測定の実政治性

社会調査における測定は、政治的側面を持つと考えられる。この政治性は、第一に包摂と排除の選択において現れる。限られた調査の資源の中で何を測定し、何を測定しないかの選択は、社会的課題の優先順位を決定し、公的関心の配分に直接影響する可能性がある。共生に関する調査において「外国人の適応」が頻繁に問われる一方で「日本社会の変化」が問われないことは、前者を重要な課題として位置づけ、後者を周縁化することを意味する。

第二に、測定の実政治性は主体と客体の位置づけにおいて現れる。誰を質問の主体とし、誰を客体とするかの設定は、社会的権力関係を反映し、それを再生産する可能性がある。調査において一貫して「日本人が外国人を評価する」という構図が採用されることで、この非対称的関係が正当化され、固定化される。日本人は常に評価し、判断し、要求する主体として位置づけられ、外国人は評価され、判断され、要求される客体として固定される。

第三に、測定の実政治性は価値の埋め込みという形で作動する可能性がある。中立的に見える設問にも、特定の価値観や世界観が暗黙のうちに埋め込まれている場合がある。「外国人の適応」を問う設問には、変化すべきは外国人であり日本社会ではないという価値判断が、「支援」を問う設問には、外国人は受益者であり権利主体ではないという認識が、それぞれ埋め込まれている。これらの価値的前提は明示されることなく、調査の技術的中立性という装いの下で社会的に正当化される。

3. 方法論

(1) 検討対象の選定基準

共生概念の操作化を検討するため、以下の4つの基準で調査を選定した。第

一に内容の基準として、移民、外国人住民や多文化共生に関する設問を含む社会調査を対象とした。第二に代表性の基準として、国を代表する規模または大都市圏を対象とし、サンプル数1,000以上の調査を選定した。第三に時期の基準として、2015年以降に実施された調査を対象とした。この時期設定は、2015年のSDGs採択以降、共生が国際的に重視されるようになった文脈を反映するためである。第四に公開の基準として、質問票や基礎集計が公開されている調査に限定した。

提示した理論的枠組みを用いて日本の共生概念の操作化の傾向を探索的に検討するために、特徴的な3つの調査を事例として取り上げる。具体的には、近年の国民意識の動向を反映した出入国在留管理庁が行なった「外国人との共生に関する意識調査（2023年）⁴」、および受入れ環境整備という政策的側面を問う内閣府が行なった「外国人の受入れに伴う環境整備に関する世論調査（2019年）⁵」を選定した。さらに、これらの国内の調査に見られる特徴を相対化する比較対象として、欧州委員会Eurobarometerが行なった「Integration of immigrants in the EU（2022年）⁶」を考察対象とした。

（2）検討の枠組み

検討は以下の2つのアプローチから行う。

（i）国内調査の設問設計：第一に、設問文に用いられる語彙や表現に着目し、調査が想定する主体と客体の関係を検討する。具体的には、動詞の選択や修辭的表現が、どのような社会関係を前提としているかを明らかにする。第二に、選択肢の構成を確認し、何が重要な問題として提示され、何が選択肢から排除されているかを検討する。第三に、これらの作業を通じて、調査が暗黙的に前提とする共生理解や価値観を明らかにする。

（ii）国際比較：欧州の調査（Eurobarometer）との比較を通じて、日本の調査設計の特徴を相対化する。異なる文化的・制度的背景を持つ調査における設問設計や選択肢構成を参照することで、日本の調査では見えにくい前提や限界を明らかにし、代替的なアプローチの可能性を検討する。

4. 予備的考察

提案した枠組みに基づき、代表的な調査の予備的考察を行う。ここでは枠組みの有効性を確認することを目的とし、探索的な検討にとどめる。詳細な実証分析は今後の課題とする。

(1) 国内調査における設問設計の特徴

国内調査に共通して見られる特徴は、設問文の語彙選択と選択肢の構成を通じて、外国人を「適応すべき存在」あるいは「支援を受ける存在」として位置づけている点である。まず、出入国在留管理庁の調査（2023年）では、「外国人労働者を受け入れるにあたって、外国人労働者に求めるものとして重要なものは何だと思いますか」（Q17）や、「共生社会実現のため、外国人には何をしてほしいと思いますか」（Q22）といった設問が設けられている。ここでは「求める」「～してほしい」といった動詞が用いられ、日本人を要求する主体、外国人を応答すべき客体として位置づける非対称の関係が前提化されている。この構造は、2.2節で論じた規範的側面における主体の固定化を示している。提示される選択肢も「日本語能力」「日本文化に対する理解」「日本の習慣や生活ルールを守る」といった、外国人の一方的な適応努力に集中している。

一方、内閣府の調査（2019年）では、「外国人が日本で安心して生活できる環境を充実させる必要があると思うか」（Q3）とその下位質問が設けられ、「日本語教育の充実」「外国人児童生徒に対する教育の充実」「外国人を雇用する事業主に対する相談支援」「生活上のルールの多言語説明」などが選択肢として示されている。ここでは「支援」「充実」「提供」といった語彙が多用され、外国人を施策の「受益者」として位置づける構造が強調されている。

しかし、両調査を通じて共通しているのは、特定の設問や選択肢が体系的に排除されている点である。すなわち、「日本人の外国語習得」「職場の多言語化」「多様な文化的実践の制度的承認」といった双方向的な適応を前提とする項目や、「地方選挙権」「差別禁止法制定」といった権利保障に関わる項目が欠落している。この傾向は、2.3節で論じた測定 of 政治性、特に包摂と排除の選択を

具体的に示している。これにより、共生は「外国人の努力」や「日本社会の施策提供」という一方向的な枠組みの中で理解される構造となっている。

(2) 国際比較からみた特徴

Eurobarometer調査(2022年)との比較によって、日本の調査の特質はより鮮明に浮かび上がる。欧州の調査では、まず移民の権利に関する設問が設けられている。例えば、“Do you think that legal immigrants should have the same rights as national citizens regarding access to social benefits such as health care, unemployment benefits, pensions etc.?”「(合法的に居住している移民は、医療、失業給付、年金などの社会保障給付へのアクセスに関して、自国民と同じ権利を持つべきだと思いますか)」という質問は、社会保障制度への平等なアクセスを移民の権利として問うものである。また、“Should legally residing immigrants be granted the right to vote in local elections?”「(合法的に居住している移民に、地方選挙での投票権を認めるべきだと思いますか)」という設問も存在し、政治参加の権利を直接的に議題化している。

さらに、文化的適応をめぐる価値選択についても、欧州の調査では明示的に問われている。“Do you think that immigrants should adapt fully to the culture of the host country, or should they be allowed to maintain their own culture as well?”(移民は受入国の文化に完全に適応すべきか、それとも自らの文化を維持することも認められるべきか)という設問は、同化主義と多文化主義という異なる統合モデルの対立を回答者に意識的に選択させる。加えて、統合の責任を誰が負うべきかについても、欧州調査は「移民自身」「受入れ社会」「双方」「政府」という複数の主体を選択肢として提示している。ここでは、移民の努力と社会の制度的対応が相互補完的に捉えられ、双方向的責任のあり方が前提化されているように見受けられる。

このように、欧州の調査は移民の権利や制度改革、統合モデルの価値対立を正面から扱っている。それに対して日本の調査は、外国人の適応努力や日本社会からの支援提供に焦点を当て、権利や制度的課題を問わない点で大きく異な

る。この対照は、2.2節で論じた認知的側面における問題設定の違いを明確に示している。

(3) 予備的考察の知見

予備的考察から、日本の共生に関連した社会調査における4つの構造的特徴が確認された。第一に一方的適応、つまり外国人の日本社会への適応を前提とし、双方向的变化を想定しない設問構造である。第二に恩恵の枠組みとして、外国人を「支援の受益者」として位置づけ、「権利の主体」として認識しない語彙選択である。第三に価値対立の回避として、同化主義と多文化主義の価値対立を明示せず、暗黙的に同化主義的理解を前提とする選択肢設計である。第四に主体の固定化として、日本人が評価者、外国人が被評価者という関係を一貫して維持する設問構造である。

これらの特徴は、共生概念が調査過程で特定の価値観に沿って操作化され、他の理解可能性が排除されていることを示唆している。ただし、本考察は限定的な調査を対象とした探索的検討であり、より体系的な検証が今後必要である。

5. おわりに

本稿は、社会調査における共生概念の操作化を考察するための方法論的枠組みを提案し、その有効性を確認した。社会構築主義の視点から、調査設問を中立的な測定道具ではなく、社会的現実を構築する政治的実践として捉える視座を提示した。

日本の共生関連調査には、外国人の適応努力重視、権利論の回避、双方向性の欠如、主体の固定化という構造的特徴があることが示された。これらの特徴は、共生を同化主義的に理解し、外国人を恩恵の受益者として位置づける特定の価値観を反映している。

ただし、本稿の考察は探索的・予備的性格が強く、いくつかの限界を有している。第一に、検討対象とした調査数および調査項目が限定的であり、より包

括的な調査の収集と分析が必要である。第二に、設問の検討が質的・印象的なものにとどまっており、体系的なコーディングや定量的分析には至っていない。第三に、調査実施機関や調査目的による違いの検討が不十分である。本研究の意義は、理念としての共生を無批判に受け入れるのではなく、その具体化過程で何が起きているかを批判的に検討した点にある。地球社会共生学部における共生理念の探求においても、その測定・評価のプロセスを反省的に問い直すことが重要である。

今後の研究課題として、本稿で提案した分析枠組みを用いた、より体系的で包括的な実証分析が挙げられる。具体的には、第一に、より多数の調査を対象とした包括的データベースの構築、第二に、設問内容の体系的コーディングによる定量的分析、第三に、時系列分析による概念変化の追跡、第四に、調査実施機関別・目的別の比較分析である。また、調査設計経験がある者に対する調査を通じて、より包摂的な共生概念の操作化可能性を探求する必要がある。これらの取り組みを通じて、実質的な共生社会の実現に向けた学術的・実践的貢献を目指す。

参考文献

- 出入国在留管理庁 (2024) 「外国人との共生に関する意識調査 (日本人対象)」 (令和 5 年 10 月～11 月実施、令和 6 年 3 月公表) <https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/survey03.html> (2025 年 10 月 27 日閲覧)。
- 総務省 (2006) 「地域における多文化共生推進プラン」 (平成 18 年 3 月 27 日 総行国第 79 号) https://www.soumu.go.jp/main_content/000770082.pdf (2025 年 10 月 27 日閲覧)。
- 内閣府 (2019) 「外国人の受入れに伴う環境整備に関する世論調査」 (令和元年 11 月調査) <https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r01/r01-gaikokujin.html> (2025 年 10 月 27 日閲覧)。
- 宮島喬 (2009) 「『多文化共生』の問題と課題—日本と西欧を視野に」『学術の動向』14 (12), 10-19 頁。
- 山根俊彦 (2017) 「『多文化共生』という言葉の生成と意味の変容—『多文化共生』を問い直す手がかりとして」『常盤台人間文化論叢』3 (1), 135-160 頁。
- Ager, Alastair and Alison Strang (2008) "Understanding Integration: A Conceptual Framework," *Journal of Refugee Studies*, 21(2), pp.166-191.
- Berger, Peter L. and Thomas Luckmann (1966) *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Garden City, NY: Anchor Books.
- Berry, John W. (1997) "Immigration, Acculturation, and Adaptation," *Applied Psychology*, 46(1), pp.5-34.
- European Commission (2022) *Integration of immigrants in the European Union, Special Eurobarometer 519, Wave EB96.2*, Brussels.
- Kymlicka, Will (1995) *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford: Clarendon Press.
- Lazarsfeld, Paul F. (1958) "Evidence and Inference in Social Research," *Daedalus*, 87(4), pp.99-130.
- Marshall, T. H. (1950) *Citizenship and Social Class and Other Essays*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Shiobara, Yoshikazu (2020) "Genealogy of tabunka kyōsei: A Critical Analysis of the Reformation of the Multicultural Co-living Discourse in Japan," *International Journal of Japanese Sociology*, 29(1), 22-38.

(Endnotes)

- 1 2024 年 (令和 6 年) 6 月 14 日、「出入国管理及び難民認定法」等の改正法が可決・成立し、従来の「技能実習制度」を発展的に解消する形で、新たな在留資格「育成就労」の創設が決定。本制度は、改正法の公布 (2024 年 6 月 21 日) から 3 年以内、すなわち 2027 年までの施行が予定されている。
- 2 同化的ロジックとは、マイノリティである外国人が、マジョリティである日本社会

の文化や規範に適應し、「日本人と同様に」振る舞うことを暗黙の前提としつつ、受け入れ側（日本社会）の構造的変化を問わない思考枠組みを指す（Shiobara 2020：29-33などを参照）

- 3 宮島（2009）は、日本の多文化共生施策が、母語・母文化の保持や習得の機会を保障する仕組みを欠き、日本語習得や日本の制度文化への適應を偏重している現状を指して、その名に反し「同化的」であると批判している。本稿でいう「同化的性格」とは、こうした一方的な適應を要請する政策的傾向を指す。
- 4 出入国在留管理庁が2023年10月から11月にかけて実施した調査である。本調査は、日本国籍を有する18歳以上の個人を対象として全国的に実施され、4,424名から有効回答が得られており、日本政府が掲げる「共生社会」の理念およびその実現に向けた施策に対する国民の理解や意識の実態を把握することを目的としている。全26問から構成される設問項目は、回答者の外国語学習経験や海外滞在歴といった属性情報のほか、地域における外国人増加への賛否、外国人との接触経験とその理由、さらに差別や偏見に対する認識などを含んでいる。
- 5 内閣府が2019年11月に実施した調査である。本調査は、日本国籍を有する18歳以上の個人を対象として全国的に実施されたもので、有効回答数は1,572件である。調査項目は比較的限定されており、日本における外国人居住者数の増減認識、彼らが安心して生活できる環境整備の状況に関する評価、ならびに今後の環境整備の必要性に関する設問で構成されている。また、環境整備の必要性があると回答した者に対し、その具体的な整備内容として「多言語による相談窓口の整備」「行政手続きの案内」「災害時の情報提供」「日本語教育の充実」等が選択肢として提示されており、必要とされる行政支援の方向性を把握する目的となっている。
- 6 欧州委員会が2021年11月から12月にかけて実施した調査である。本調査は、EU加盟27カ国に居住する市民26,510名を対象としたもので、EU圏外からの移民に対する統合政策に関する市民の認識と態度を明らかにすることを目的としている。調査項目は全体として約16の主要分野に分かれており、移民に関する知識や一般的理解の程度に加えて、回答者自身による移民との接触経験、交流頻度、さらには心理的距離（快適さ）の程度などが詳しく問われている。また、移民の統合を成功させるために必要とされる条件（例：言語習得、納税等）、統合の障害となる要因、さらには統合の責任主体（移民自身か、あるいは受入れ社会か）に関する見解なども含まれている。

（原稿受理日：2025年11月7日；掲載決定日：2026年1月20日）